

# 尚美学園大学

令和4年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 尚美学園大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

学校法人尚美学園の建学の精神である「智と愛」を踏まえ、大学の使命・目的を学則に規定し、「創造力と表現力並びに実践力を有する人材を育成する」という大学の個性・特色を、学生を含め、学内で共有している。大学では学部・学科ごとに、大学院では研究科・専攻ごとに教育目的を定め、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。建学の精神を踏まえて中長期計画を作成し、各年度の事業計画に反映している。また、社会状況に対応するために、事業計画に目標課題などを示し、組織的に大学の使命・目的及び教育目的を見直している。

#### 〈優れた点〉

○音楽系大学として、従来のクラシック音楽のみならず、社会の変化に対応し既存の枠にとらわれない新しい分野における教育を提供していることは評価できる。

#### 「基準 2. 学生」について

学部・学科ごとに偏りはあるものの、学生の受入れ状況は概ね適正である。学科ごとのアドミッション・ポリシーの定めについて一部課題があるものの、学生募集要項に学部ごとのアドミッション・ポリシーを明記し、それらに基づいた選抜方式、方法で適切に入学者選抜を行っている。教職協働による学修支援体制を整備し、TA(Teaching Assistant)及び SA(Student Assistant)による学修支援の補助業務に加えて、教員による「アドバイザー制度」が機能しており、学生に関する情報を学内で共有している。

修学に課題がある学生に対して「学生総合アシスト室」を設置し、保健室及びカウンセリングルームと連携した学生サービスを手厚く行っている。

課外活動においては学生が自主的に活動し、地域社会からの期待を集めている。全学生が所属する学友会の代表者との「学友会代表者会議」を学生課が支援し、学生の意見・要望を聴取している。

#### 「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、大学では学部ごと、大学院では研究科専攻ごとに定めており、ホームページなどで公表・周知している。これを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、大学院修了基準を学則に定め、学生ハンドブックなどで周知している。成績評価方法及び評価基準をシラバスに記載し厳格に運用している。

ディプロマ・ポリシーと一貫性があるカリキュラム・ポリシーを策定し、「生きる力」「人間力」を身に付ける教育を基本としている。三つのポリシーを踏まえ、学修成果を大学独自のアセスメント・ポリシーに基づき、「専門知識・学力」「創造力」「論理的思考力」「主体性」「課題発見力」「問題解決力」「コミュニケーション力」「表現力・プレゼンテーション力」の8項目から多面的に点検・評価を行っている。

#### 「基準4. 教員・職員」について

学長が教育研究評議会、自己点検・評価委員会の議長としてリーダーシップを発揮し、教授会を通して学内の合意を形成している。

学長補佐体制として、副学長及び「大学戦略・IR室」を整備し、権限を分散し、PDCAサイクルを踏まえた教学マネジメント体制を適切に構築している。令和4(2022)年度からLMS(Learning Management System)を導入したところであり、今後の本格稼働が待たれる。

授業アンケートによる授業評価結果に基づき顕著な教育実績を挙げた教員を対象とした「ベストティーチャー」表彰制度がある。また、SD(Staff Development)研修にオンデマンド型研修制度を導入し、教職員の知識・技能の習得、能力・資質の向上に寄与している。

#### 「基準5. 経営・管理と財務」について

法人及び大学の運営に関する諸規則をそれぞれ適正に整備している。「尚美学園大学ガバナンス・コード」を作成し、寄附行為に基づき、法人運営を適切に行っている。

大学経営会議を月1回開催し、教育・研究及び人事に関する基本事項、大学運営に関する事項などを協議、審議、調整している。また、教育・研究に関する事項については、教育研究評議会が教授会、研究科委員会との意見調整などを担当している。このほか「専任教職員連絡会議」「課長会議」などの会議体を通じ学内の意思疎通を図っている。

学生を安定的に受入れることにより収入を確保するとともに、中長期計画に基づき適切な財務運営が確立していることで、健全な財務基盤を確立している。

#### 「基準6. 内部質保証」について

三つのポリシーを踏まえ内部質保証を担保するため「尚美学園大学内部質保証に関する方針」を策定し、自己点検・評価委員会などの組織体制・役割を明示している。「尚美学園大学自己点検・評価委員会規程」を整備し、同委員会の組織体制、責任体制を規定している。同委員会が、年度ごとの基本方針及び点検項目を決定し、毎年度自己点検・評価報告書を作成し公表している。

自己点検・評価を促進するため、「専任教職員連絡会議」において教職員の自発的な自己点検・評価活動を促している。「大学戦略・IR室」が、学長の指示を受け、自己点検・評価活動のデータの収集・分析を担当するなど、学長を中心とした内部質保証の体制は適切に機能している。

総じて、クラシック系音楽の演奏家等の育成を主な目的とした従来の音楽系大学が学生募集に苦慮する中で、クラシック系以外の新しい分野を取入れ、学生数を確保している。

建学の精神を守りながら、教育目的と大学の特色を生かし、地域に根差した教育機関として地域社会も認識し、学生もこれを理解している。音楽系大学の一つのあり方として、大学の今後に注視したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

学校法人尚美学園の建学の精神である「智と愛」を踏まえ、大学の使命・目的を学則第 1 条に規定している。また、学則第 1 条の 2 において学部・学科ごとの教育目的を具体的に明文化している。教育目的については、大学では学部・学科ごとに、大学院では研究科専攻ごとに、それぞれ箇条書きで簡潔に定めている。大学の使命・目的に記載のある「創造力と表現力並びに実践力を有する人材を育成する」ことを大学の個性・特色としている。

音楽系大学がクラシック音楽を中心に教育している状況において、急速に変化する社会情勢に対応し、新しい分野への展開を図るため平成 27(2015)年度事業計画に教育の基本ポリシー、「教育・専門・キャリア」教育の達成目標及びゼミ運営の目標課題などを示し、平成 29(2017)年度に「大学改革プロジェクト」を立上げて、大学の使命・目的及び教育目標を見直した。

##### 〈優れた点〉

○音楽系大学として、従来のクラシック音楽のみならず、社会の変化に対応し既存の枠にとらわれない新しい分野における教育を提供していることは評価できる。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**【評価】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**〈理由〉**

使命・目的及び教育目的の策定に当たり、教育研究評議会、大学経営会議での審議に教職員が参画し、最終的に決定する理事会において役員が関与している。使命・目的及び教育目的は、教員ハンドブック、学生ハンドブック及びホームページにおいて掲載し、学生へのオリエンテーションなどでも説明している。

使命・目的及び教育目的の達成に向け、建学の精神を踏まえて中長期計画を作成している。この中長期計画を踏まえ、各年度の事業計画及び予算編成を行っている。また、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映し、教育研究組織を適宜見直している。

**基準 2. 学生**

**【評価】**

基準 2 を満たしている。

**2-1. 学生の受入れ**

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**〈理由〉**

大学は学部ごとに、大学院は専攻ごとに学則第 1 条の 2 に示す教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、オープンキャンパス、高校訪問、大学説明会などで周知している。

学科ごとのアドミッション・ポリシーの定めについて一部課題があるものの、学生募集要項に学部ごとのアドミッション・ポリシーを明記し、それらに基づいた選抜方式、方法で適切に入学者選抜を行っている。学生募集・入学試験委員会は、種々の教育関連の情報をもとに入学者選抜制度の検証を行っている。

学生の受入れ数については、一部の学科で収容定員を大幅に超えている状況であるが、

大学全体としては概ね適正である。

〈改善を要する点〉

○芸術情報学部情報表現学科の収容定員充足率が 1.3 倍を超えている点について改善を要する。

〈参考意見〉

○学部ごとにアドミッション・ポリシーは定められているが、学科が複数ある芸術情報学部においては学科ごとに定めることが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全学的な組織である教務委員会が教職協働による学修支援体制の中心となり、教育課程の運用及び学修支援に関する諸問題について協働して審議、決定している。

「ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程」に基づき、TA を学部学生に対する講義、演習等の教育・研究活動の補助業務に従事させ、2 年次以上の学部生からなる SA を情報系科目に配置し、情報教育推進の一助としている。また、専任教員がアドバイザーとなり学生の相談に応じる「アドバイザー制度」を通して一人ひとりに寄添う学生支援ができています。障がいのある学生に対しては、「学生総合アシスト室」が、合理的配慮や施設改修を検討し円滑な学生生活への配慮をしています。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教養科目の科目群にキャリアの分野を設定し、教育課程の中で自己開発や職業力の向上を図っている。また、インターンシップ科目を教育課程の中に配置し、主に 2、3 年次生を対象としたインターンシップ活動を行っている。

教育課程外では、「キャリア・インターンシップ委員会」が主導する計画的なキャリア教育の運営と、キャリア・就職課を中心とした学生の個性に応じた相談・支援を行い、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

「アドバイザー制度」や学生委員会、国際交流委員会、学生課を設置し、教学部門と事務局が連携協力した学生サービス・厚生補導体制を構築している。

経済的支援として独自の特待生制度、各種奨学金のあっせんのほか、各種検定試験の受験料助成を行っている。

学生の課外活動は、全学生所属の学友会の代表者による「学友会代表者会議」が統括し、企画・運営している。「学友会代表者会議」の顧問は学生部長が務め、サークル顧問や学生課が運営を支援している。

学生の健康問題に対応するために、学生課が主管する保健室とカウンセリングルームに看護師と公認心理師を配置している。「学生総合アシスト室」では、障がいのある学生の支援のほか、さまざまな学生の支援を行っている。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

校地、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、教育・研究に資する施設・設備を整備し、設置基準を満たしている。演習室、実習室として、プロ仕様の映像スタジオや録音スタジオ及び映像編集室など充実した設備が整っている。

図書館は、十分な蔵書を備え、無線 LAN によるオンライン授業の受講を可能とする閲覧席を有している。

全ての建物は耐震基準を満たしており、建物内外の段差の解消のほか、自動ドア、エレベータ、多目的トイレ・駐車場、車椅子用教室机の設置などバリアフリーに対応している。

また、講義、演習、実技、レッスンのさまざまな授業の形態に応じて、適切な学生数で行うよう配慮している。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応



- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**【評価】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**〈理由〉**

学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望について、アドバイザーや学生課窓口、学友会目安箱、カウンセリングルーム、学友会各部会の月次定例会、「学生総合アシスト室」などを通じて把握している。その他、「学友会代表者会議」や大学関係者との顔合わせ会において、大学と学生の意見交換の場を設けている。

くみ上げられた意見・要望は、内容に応じて学生委員会などさまざまな部署で協議し、改善に取り組んでいる。

**基準 3. 教育課程**

**【評価】**

基準 3 を満たしている。

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

**【評価】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**〈理由〉**

学部及び大学院の専攻ごとに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学生ハンドブック、教員ハンドブックなどで公表・周知している。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、大学院修了基準を学則に定め、学生ハンドブック、教員ハンドブック、オリエンテーションなどで周知している。

授業科目ごとの成績評価方法と評価基準をシラバスなどにおいて明示しており、これらの基準を厳正に適用している。

**3-2. 教育課程及び教授方法**

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、学生ハンドブック、教員ハンドブックなどで周知している。

学部学科ごとに専門性に対応した複数のコースを設定して、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成している。「キャリア対策講座」などの一部の科目を除き、学部・大学院の授業科目についてシラバスを整備している。学士課程では学期ごとに履修登録できる単位数の上限を定め、単位制度の実質を保っている。教養科目は、学生の可能性を最大限に引出せるように編成している。学科・コースの分野ごとにアクティブ・ラーニングを意識した演習・実技・ワークショップ科目を設置している。また、教務委員会が教育課程に関する改善に向けた検討を行っている。

#### 〈参考意見〉

- 「キャリア対策講座」「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は資格試験合格やインターンシップへの参加を単位修得要件とする科目であるが、学生に不利益が生じないようにシラバスを作成することが望まれる。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

授業評価アンケートと就職先企業等へのアンケートを通じて、三つのポリシーのうち特にディプロマ・ポリシーとして学生に求める資質・能力を「専門知識・学力」「創造力」「論理的思考力」「主体性」「課題発見力」「問題解決力」「コミュニケーション力」「表現力・プレゼンテーション力」の八つに分類し、それらを学修成果として点検・評価している。

授業評価アンケートを実施し、結果の点検・評価を自己点検・評価委員会で行い、学修指導の改善にフィードバックしている。

#### 基準 4. 教員・職員

##### 【評価】

基準 4 を満たしている。

##### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学の教育研究に関わる意思決定は、学部長を議長とする教授会の意見を踏まえ、教育研究評議会において審議し、学長が迅速・機動的に決定している。また、「尚美学園大学教授会規程」により教授会が学長に意見を述べることを、「学長裁定」により学長が教授会に意見を聴くことを定め、学長の意思決定の仕組みを適切に構築し、リーダーシップを発揮している。

副学長による学長の補佐体制を整備し、加えて、学長直轄の「大学戦略・IR 室」を設置し、権限分散と PDCA サイクルを踏まえた教学マネジメントの体制を適切に構築している。

「学校法人尚美学園事務組織規程」により事務組織体系、事務分掌及び職務内容を明確に定め、大学の運営に必要な組織と職員を配置し、機能的な業務執行の体制を構築している。

##### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 〈理由〉

各学部・学科における教員については、必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任は、「尚美学園大学教員任用委員会規程」「尚美学園大学教員資格審査基準」「尚美学園大学教員任用及び昇任にかかる業績審査方針」を定め、適切に運用している。

採用に当たっては、国立研究開発法人科学技術振興機構の「研究者人材データベース」やホームページを利用した原則公募によるものとしている。

FD活動は、自己点検・評価委員会が主導し、学生授業評価結果の活用やLMSといった教育新技術の習得などのテーマについて研修を行い、授業の質向上、教員の能力向上に向けた取組みを実践している。

また、授業アンケートによる授業評価結果をもとに教育実践に顕著な成果を挙げた教員を「ベストティーチャー」として表彰し、教員の士気高揚に寄与している。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 〈理由〉

教職員の知識・技能の習得、能力・資質向上を目的として、SD研修を体系的に実施するためオンデマンド型研修を導入し、教職員がそれぞれの興味や都合に応じて受講できる体制を整えている。ハラスメント及び高等教育の基礎的な法令や業務に関する研修は、全教職員を受講対象とし、テスト受験・レポート提出を課して受講を奨励している。受講完了率は高く、能力・資質向上に寄与している。

人事考課制度を年2回実施し、人事考課の結果を「職員の人事考課に基づく昇降給・昇降格について」に基づき給与に反映している。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

###### 〈理由〉

「個人研究費に関する規程」を定め、専任教員に対して研究計画書に基づき個人研究費を配分している。年度末には個人研究費使途報告書、個人研究報告レポートの提出を求め、使用状況を把握し適正に管理している。また、専任教員には研究室を割当て、「研究室使用規程」を定めて適正に使用している。

研究倫理に関しては「研究活動の不正行為防止等に関する規程」「機関経理経費及び公的研究費の不正使用防止に関する規程」「人を対象とする研究に関する倫理規程」「利益相反マネジメント規程」を定め、高い倫理性と適正な研究活動の実施を求めるとともに、全て

の専任教員に日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」の受講及び修了証の提出を義務付けている。

外部資金に関しては外部講師による研修会を開催し、獲得を支援している。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 【評価】

基準 5 を満たしている。

### 5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

### 〈理由〉

法人及び大学は、教育基本法及び学校教育法等の法令を遵守し、学内諸規則を整えるとともに、ホームページに、法令で定める教育情報及び財務情報の公開に加えて「尚美学園大学ガバナンス・コード」を表明し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

寄附行為に基づいた大学経営会議及び学則に基づいた教育研究評議会を設置し、経営及び教学の重要事項を協議する体制を構築し、中長期計画にのっとり、法人及び大学の使命・目的の実現に向けて取組んでいる。

省エネ機器への順次転換やリサイクル運動を行うなど省エネルギー、エコロジー対策を講じ、環境保全に留意し、「尚美学園大学防火・防災規程」「尚美学園大学危機管理規程」を定め、避難訓練を実施するほか、AED（自動体外式除細動器）を学内各所に設置し、安全の確保に努めている。また、「学校法人尚美学園行動計画」「学校法人尚美学園公益通報に関する規程」「学校法人尚美学園個人情報保護規程」「尚美学園大学ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し、人権保護や女性の活躍に配慮している。

### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

### 〈理由〉

使命・目的を達成するために、寄附行為において理事会を最高意思決定機関として定め、法人の管理運営に関する重要案件を審議し、評議員会の提言を踏まえ決定している。

理事を寄附行為に基づき適正に選任し、理事は、建学の精神を理解し、法人の健全な管理運営に向けて学識や経験を生かしている。

令和 3(2021)年度においては、全ての理事会をオンラインで開催し、理事及び監事全員が出席している。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事長は、法人を代表しその業務を総理し、法人の運営に関しリーダーシップを発揮している。理事長を議長とする大学経営会議と学長を議長とする教育研究評議会及び「連絡調整会議」を定期的で開催し、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、適切な意思決定を可能とする内部統制環境を構築している。その他、教授会や「専任教職員連絡会議」「課長会議」などの各会議体を通じ、教職員間の提案、意思疎通の仕組みを整え、各管理運営機関の相互チェック、各種調整及び意思決定プロセスの円滑化を図っている。

監事を寄附行為に基づき適正に選任し、監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査を行い、監査報告書を作成している。

評議員を寄附行為に基づき適正に選任し、評議員会は、理事長からの諮問事項について審議の上、意見を述べ、諮問機関としての機能を果たしている。

### 5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

安定した財務基盤を確立するため、人件費比率・教育研究費比率などについて目標値を定め、収支のバランスを取りながら財務基盤を確立している。教員の定年退職や教育内容の充実を踏まえ採用計画や財務中期計画を策定し、それらに基づく財務運営を行っている。学生生徒等納付金収入は学生数の増加により前年度より増えており、安定した財務基盤に貢献している。

補助金を獲得するための取組みを強化し、施設整備に関する補助金を積極的に獲得して

いる。

#### 5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

##### 〈理由〉

学校法人会計基準等に基づき「学校法人尚美学園経理規程」「学校法人尚美学園金銭管理規程」を定め、適切な会計処理を実施している。予算執行・入出金に関する事務処理の流れや注意点は「教員ハンドブック」「専任教職員連絡会議」などで周知徹底を図っている。総務課・経理課の担当職員が稟議（りんぎ）書や証ひょう類の確認を行い、予算を適正に管理している。

「学校法人尚美学園監事監査規則」「学校法人尚美学園経理規程」に沿って監査法人・監事・学内担当で監査体制を構築し、監査計画を策定して会計監査を厳正に実施している。

#### 基準 6. 内部質保証

##### 【評価】

基準 6 を満たしている。

#### 6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

全学的な方針である「尚美学園大学内部質保証に関する方針」を策定し、学内の各部署をはじめ、自己点検・評価委員会、教育研究評議会、大学経営会議が、自己点検・評価に関するそれぞれの役割を明示している。また、同方針には、組織的な手続きについても規定している。

学長が委員長である自己点検・評価委員会が内部質保証を担うよう組織を整備している。その責任体制については「尚美学園大学自己点検・評価委員会規程」第 2 条に明確に規定し、学長を中心とした責任体制を確立している。

#### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

### 〈理由〉

自己点検・評価委員会が、自主的・自律的な自己点検・評価を行うため基本方針・評価項目を決定し、各部署に点検・評価の実施を指示し、自己点検・評価報告書を毎年度作成し、ホームページで公表している。

改善事項がある場合は、翌年度の事業計画に改善内容を反映し、毎年4月に開催している「専任教職員連絡会議」などを通して全専任教職員に通知し、自発的な見直しに努めている。

現状把握に必要な調査・データ収集・分析は、学長の命を受けた「大学戦略・IR室」が担当しており、各所属部署と連携しつつ組織横断的に活動している。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

### 〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、大学独自のアセスメント・ポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで多面的に評価を行っている。大学運営全体の質保証については、各部署の事業計画の進捗状況を学長が評価し、その結果を教授会や教育研究評議会で報告している。中長期計画の達成状況は、大学経営会議で検証し、その結果を理事会に報告した上で、専任教職員に通知するとともに、ホームページなどを通じて学外に公表している。

日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の結果を中長期計画に反映し、設置計画履行状況等調査で指摘された事項についても、改善に向けて努力している。

内部質保証を担保するためのPDCAサイクルは、学長のリーダーシップにより大学全体で組織的に機能している。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準A. 地域貢献

#### A-1. 地域貢献、生涯教育

##### A-1-① 2音大クラシックコンサートの実施



A-1-② ワクチン接種（大学拠点接種）

A-1-③ 埼玉県リカレント教育事業

**【概評】**

地域への貢献活動の一つとして、同じ埼玉県川越市内にキャンパスを構える東邦音楽大学と「2 音大クラシックコンサート」を毎年開催している。このコンサートは市内及び周辺地域の住民から好評を得ており、地域社会とのコミュニケーションを深めながら、地域の文化芸術振興に貢献している。

新型コロナワクチンの接種会場として学内施設を提供し、学生・教職員とその家族、キャンパス内に勤務する委託業者、近隣の教育機関の学生及び教職員など、広く申込みを受け、ワクチン接種（大学拠点接種）に取り組んでいた。大学拠点接種によるワクチン接種の加速化は、地域の負担を軽減するとともに、感染拡大の抑止、安心・安全の提供につながったといえる。

また、生涯教育の一環として、埼玉県及び県内の他大学との協定のもと、埼玉県在住の55歳以上の人を対象としたリカレント教育事業に参画し、地域に生涯学習の場を創出している。その他、川越市や近隣のふじみの市と連携し、市民向けの公開講座や小学校・中学校での異文化交流会など、地域貢献活動を長きに渡り継続している。